

No.	該当箇所	ご意見・ご質問	回答	担当課
1	P1 基本方針1 基本施策(1) 教育・保育サービスの充実	<p>参考資料No.1 通常保育事業について</p> <p>保育サービスの充実のための第三者評価受審の推進について、「民間施設の実績はなし」とありますが、体制整備の推進と確認は基礎的サービスには不可欠と考えます。</p> <p>日々、保育サービスに誠実・真摯に取り組まれ、大きな保育サービスの役割を担っている民間施設の適正な評価は不可欠と考えます。</p> <p>参考資料No.1 通常保育事業についてに該当するのでしょうか。</p> <p>2021.8.11 付下野新聞にも報じられていましたが、コロナ禍の保育所・幼稚園・認定こども園等の感染対策について、既存のマニュアルから更に充実した内容の、対応可能なマニュアル作成が急務と考えます。現在も各園独自の対応に創意工夫が展開されているとは思いますが、独自に工夫している現状ともいえます。</p> <p>併せて、デルタ株の拡大は、「子どもの命を守るための、保護者が仕事を休みやすい環境整備」も含めた施策を要請しています。</p> <p>両者についての、制度設計の検討が急務と考えます。</p>	<p>保育施設等における第三者評価受審につきましては、自らのサービス内容について、客観的・専門的評価を受けることで、現状把握や改善のための課題等を明らかにすることができ、保育の質の向上に不可欠なものと考えております。公立保育園では5年に1回、民間施設におきましては、定期的な実施を推奨しています。民間施設に対しては、費用の一部補助制度がありますので、引き続き受審の促進に努めてまいります。</p> <p>また、保育所等の感染対策について、コロナ禍の現状に応じた既存マニュアルの改定を進めてまいります。保護者が仕事を休みやすい環境整備については、一義的には事業者が実施すべきものであることから、保育課として事業者等への協力を要請するなどの対応を検討してまいります。</p>	保育課
2	同	<p>参考資料No.6 待機児童解消事業の評価 A について</p> <p>人口動向調査では、平成27年度から少子化が始まることになっており、想定通り推移すれば、令和2年度の実績で考えれば、これ以上の保育施設の増設や定員増は、必要ないと考えられるので、この事業は終結と考えてよいかと思う。後は、保育園民営化の問題を進めていく中で、その場に合った定員に変更していくことが必要と考える。</p> <p>唯一の懸念は、今回の解消が、コロナ禍による一時的な休職や、育児休暇の増加、失職等であった場合は、再検討の余地ありと考えられる。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市においても例外なく少子化は進行しております。一方で、女性の就業率向上などを要因とした0歳児を中心とした保育ニーズの増加は今後も想定されます。</p> <p>これまでの待機児童解消事業の成果により、令和3年4月1日現在の待機児童数は0人になりましたが、コロナ禍における入園申込み控え等の影響も少なからずあったものと推察されます。少子化の進行、保育ニーズの状況、コロナ禍による影響等を見極めた上で定員管理を行うなど、待機児童が発生しない保育の提供体制づくりを引き続き行ってまいります。</p>	保育課

3	同	<p>B⇒C</p> <p>延長保育・休日保育・・・現実には、保育時間等の制限があったり、延長保育代等の問題から需要には追いついていないのが現状。</p> <p>障害児保育・・・公立のみ加配、私立は加配されず、やり繰りが大変です。</p> <p>待機児童ゼロ・・・特定保育施設は、実際は待機児童あり。</p> <p>病児・病後児・・・受け入れ人数が少なすぎる（特に感染する病気の流行時）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、休日保育及び病児病後児保育につきましては、これまでの実績及び利用ニーズを見極めながら、事業拡大等を検討してまいります。 ・障害児保育の私立園の加配に対しましては、保育士加配に要した費用の一部を補助金として交付しております。 ・待機児童につきましては、目標値であるゼロを達成しましたので、今後も継続できるよう取り組んでまいります。評価は参考に承ります。 	保育課
4	同	<p>親の住居から仕事場へ向かう間にある保育施設が理想で、逆方向へ向かうと送迎に倍の時間がかかる。また、第一希望の保育所には入れないのが現状です。</p>	<p>送迎に時間がかかる等の理由で転園を希望する場合は、例年4月からの転園申請を受付けています。</p> <p>また、施設ごとに年齢別利用定員が定められていることから、申込多数の場合は希望どおり入園できない現状が生じております。</p>	保育課
5	P2 基本施策② 地域における子育て支援サービスの充実	<p>ファミリーサポートセンター事業の評価について</p> <p>参考資料№9において、ファミリーサポートセンター事業の実績評価がCとなっているのは、委託団体として承服しかねます。新型コロナウイルス感染拡大のなか、さまざまな行政機関が閉鎖、あるいは業務を縮小させるなか、ファミリーサポートセンターは一度も閉鎖することなく、一時サポート内容の制限はあったものの、サポートを続けてきました。参考資料にあるように、サポート件数（利用件数）も令和2年度は過去5年間で最多となっています。令和2年度の目標値が「サポート会員養成講座開催2回」と実施回数に置かれていて、消防の普通救命講習が中止となり、講座の開催ができなかったためにそのような評価になったものと推測しています。しかしファミリーサポートセンターの機能は利用会員のニーズに適切に応えられているか否かで評価されるべきもので、目標設定自体に疑問を感じます。その目標をあらかじめ知らされていたらその時点で意見を申し上げたと思います。このような形で書面に残ることは大変遺憾です。</p>	<p>ご指摘のとおり、令和2年度の目標値に伴いC評価としたところです。</p> <p>令和2年度の目標値につきましては、令和2年10月5日に、書面会議で開催した「第27回子ども・子育て会議」における資料3でお示しさせていただいておりますが、令和3年度以降も必要に応じて修正等を加えながら取り組んでまいります。</p> <p>今回（第2期末未来プラン）から、実績評価方法を変更したため、改めて令和3年度の目標値としてお示しする予定はございませんが、ご意見をいただきましたファミリーサポートセンター事業は、ご指摘の通りですので、目標値につきましても修正いたします。</p> <p>なお、会議資料としてHP等で公開するのは、資料1のみの予定です。</p>	子育て支援課

6	同	保護者の育児不安・・・何が不安なのかを適切に言語化できないため、対処方針や対応が上手くいっていない。即ち保護者との信頼関係が中々構築できないのが現状。	ご意見のとおり、保護者自身の不安内容の説明不足により、支援手立てが不十分で充実していかないケースがあることは事実です。今後も傾聴を基本に保護者に寄り添い、信頼関係の構築を目指していきます。	子ども・子育て総合センター
7	P2 基本施策③ 子育て支援のネットワークづくり	A⇒B こうした事業を行っていることを多くの保護者が知らず、利用者数は限定的だった。 「子育てに関する不安」に気づいていない家庭（保護者）への啓発が不十分であり、文書やHPで知らせるにも、漢字と仮名の割合をどの程度にするのがよいのか、検討すべき。	昨年度はコロナ禍の中、利用制限をした上でのサロンの開設であったため、利用者数は減少しています。しかし、啓発についてはサロンマップの配布の他、市のHPに掲載し、より広範囲に周知しました。承りましたご意見を参考に、より理解しやすい表記とみるメールやLINE等の活用を検討します。評価は参考に承ります。	子ども・子育て総合センター
8	同	孤立する親を支援する為の365日、いつでも利用できる社会資源（サービス）が必要です。ファミサポでは所得が少なく利用金が支払えない親もいるので、保護者支援と子育て支援のメニューの充実を希望します。	ご要望として承ります。	子ども・子育て総合センター
9	P3 基本施策④ 子どもの健全育成	放課後児童健全育成事業・・・コロナ禍の中で1.65平米が適正かどうか今後議論が必要。 現在は、待機児童ゼロとのことだが、1～2年生の利用率は高いが、それ以降は、金銭的負担を避けるため、指導員や利用児との関係悪化等で、利用せずに自宅で過ごす子が増えていると思われる。 更に放課後児童クラブ（厚労省）と放課後子ども教室（文科省）の融合を図る方法を探るための議論が今後必要。	ご意見のとおり、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携につきましては、国でも推進していることから、教育委員会とも連携し、児童の放課後対策の更なる充実を検討してまいります。	子育て支援課
10	同	児童クラブの公私格差についてですが、保護者からの保育料等に加えて公設民営は委託費、民設民営は補助金で運営していますが、保護者が負担している保育料等ではなく、公設民営では市が児童1名あたり負担している費用が知りたい。	参考値となりますが、令和2年度実績（コロナ対応経費を含む）を基に算出すると以下の通りです。 ・公設クラブ （委託料）（平均利用児童数）（1人当たり年額） 279,417,791円 ÷ 1,173人 ≒238,208円 ・民設クラブ【参考】 （補助金）（平均利用児童数）（1人当たり年額） 169,644,440円 ÷ 702人 ≒241,659円	子育て支援課

11	同	<p>就労しているが児童クラブの利用条件に満たない家庭の児童、就労していないが保護者が通院や介護等で自宅にいない家庭の児童など、数字に現れにくいかもしれませんが一定数います。また、高学年になれば児童クラブを辞めて自宅等で過ごす児童も増えていると思います。そのような児童が夕方まで安全に過ごせる場所「児童館」または、そのような施設が市内に必要だと思います。(放課後子供教室?があるとのことでしたが、いつでも利用できるものではないので。)</p>	<p>現在、本市には児童館及び放課後子ども教室はございませんが、児童の居場所を含めた放課後対策を検討してまいります。</p>	子育て支援課
12	P3 基本施策(5) 地域における 人材育成	<p>C⇒D コロナに関係なく、長年この問題は解決されていない。一旦就職しても、短い期間で離職し、別の施設に入ることが繰り返されている。更に、新採となると待遇の良い一般企業を希望する学生の方が圧倒的に多く、優秀な学生が一般企業に流れる傾向が顕著であり、ほぼ全ての保育施設は慢性的な人手不足になっている。これを本気で解決しようとするなら、自治体が今の処遇改善加算を止めて、保育士・教諭の金銭的なインセンティブを与えると、大幅な賃金アップが必要。</p>	<p>量・質ともに充実した保育サービスを提供するためには、保育現場を支える保育士の確保が必要不可欠であり、栃木県においても保育士の有効求人倍率は3.34倍（R3年4月）となっていることから、県内各自治体においても、また全国的にも保育士の確保が喫緊の課題となっているところです。</p> <p>そうした中で本市において保育士を確保していくためには、市の独自性・優位性がある施策を持続的に進めていくことが重要であると考えておりますので、調査・研究の上、効果的な施策を打ち出せるよう検討を進めてまいります。評価は参考までに承ります。</p>	保育課
13	同	<p>保育士の確保は、継続して課題になっていることであり、「C」評価はその難しさを物語っていると言える。新任保育士のリクルートについて、ITやリモートを駆使しての説明会実施等の工夫が望まれる。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、説明会を実施するにあたっては、ITやリモート等、集まらずに実施できる方法を検討する必要がありますと考えております。</p> <p>なお、市内民間保育園等で掲載希望のあった施設については、求人情報を市のHPに掲載しております。</p>	保育課
14	同	<p>人材育成には市内の児童に関わる事業所に勤務する非常勤職員に一律、時給50～100円を市から支給する等、他市町にはない取り組みを行い、人材確保とモチベーションの向上に努めるべきである。(人材の流出を止める意味も含めて。)</p>	<p>No.12と同様です。</p>	保育課

15	P4 基本方針2 基本施策(1) 子どもの虐待 防止と救済	A⇒C 他県・他市町での終結案件は、引き継がれない。市町村の子育て支援センターで、かろうじて情報がつながっていても、それ以上の手立てがない。 加えて、虐待件数は年々増加しているにもかかわらず、どれだけ努力しても、その救済は不十分であり、相談事業や立ち入りにも限界があることから、今後も検討が必要。	ご指摘のとおり終結案件の情報は県や市町村間の提供は制度上ございません。 被虐待児の救済は当然ですが、父母への支援も更に充実させるために、令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し体制の充実を図っていきます。評価は参考に承ります。	子ども・子育て 総合センター
16	同	「関係機関との連携」とあるが、具体的な機関を教えてください。また、民間団体や子ども支援をしている地域活動との連携について、現状と今後の展望があれば教えてください。	保育園・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校、児童相談所、病院、警察署、県北健康福祉センター、児童福祉施設、障がい福祉施設、NPO法人などです。 また、民間団体等とは、児童虐待の防止予防の観点から乳幼児期を支援しているNPO法人や食事等の生活を支援している団体等の情報交換等により連携をしています。 今後は民間団体と市がそれぞれの役割を分担し、子どもを支援する体制を構築する必要があると考えます。	子ども・子育て 総合センター
17	P4 基本施策(2) ひとり親家庭 等の自立支援 の推進	B⇒C 自立支援とは、勤労意欲の醸成と基礎的学力を保障することで、何とかなるはずだが、そこにたどり着かないことが、問題なので、まだまだ多くの議論が必要であり、更に良い方法を模索すべき。	自立支援については、様々な支援とプログラムがあり、ご指摘のとおり本人自身の意欲があれば自立に繋がる可能性は大きくなります。ハローワーク等とも更なる連携を充実させ、取り組んでいきます。ご意見ありがとうございます。評価は参考に承ります。	子ども・子育て 総合センター
18	同	自己評価が「C」の項目が多い。適合する対象者がいなかったという内容もあるが、すべての項目で充実を図り、ひとり親の困窮が、子どもの貧困につながらないようにしていただきたい。	ご指摘とおり、潜在的対象者は存在すると認識しています。一人でも多くのひとり親に支援をつなげるよう、情報提供等の場と機会を増やすことを検討いたします。	子ども・子育て 総合センター
19	同	ひとり親家庭等への支援の中でフードバンク支援も考えられると思う。社協やフードバンク県北との連携強化を提案したい。その際は社協が窓口となる。	ご意見、ご協力に感謝いたします。今後とも連携の充実をお願いいたします。	子ども・子育て 総合センター

20	同	ひとり親を支援するサービスがお金に偏重しており預かりや送迎など親代わりのサービス提供で親の負担を減らすことを考えて欲しいです。	ご要望として承ります。	子ども・子育て総合センター
21	同	参考資料No.41 放課後児童クラブ事業利用料減免について 「制度の検討は行ったが、創設には至らなかった」との評価に対して、「具体的な内容等について詰めていく必要がある」との今後の改善点が示されている。 添付資料⑥児童クラブ実施箇所及び登録者一覧をみても、H27年度以降児童数の減少傾向の下、登録者数は低学年、高学年共に増加傾向にあり、今般のコロナ禍の保護者の養育環境の変化からしても、その潜在的ニーズが懸念され、充実が急がれると考えます。 「必要な家庭に必要なサービス提供を配慮する」貴那須塩原市の子ども・子育て支援の中心的役割の一つとも受け止めています。 利用料の負担を理由に、同クラブ利用をあきらめる実態をかつて貴市にての実態調査で、伺ったことがありその実態は切実です。本会議には、運営を直接担っている委員もあり、必要なヒアリング等により実態を把握の上で、財政的制約はあると思いますが、実施する必要性は高いと考えます。	コロナ禍で、児童クラブの利用にも変化が生じていると聞いておりますので、実態を把握するとともに、財政状況も勘案しながら具体的な内容を検討してまいります。	子育て支援課
22	P5 基本施策③ 支援児施策の 充実	B⇒C 巡回相談・・・コロナ禍の為、かなり省略され、紙ベースの質問法が多く。専門的知見を反映できずに終了した。 発達支援・・・保護者の同意が必要なため、近年、障害を認めない傾向が顕著化している。そうした意味では、発足以来、十分に機能しているとは言い難い。	ご指摘のとおり、コロナ禍のために巡回相談の方法を変更せざるを得なかった結果です。また、発達支援システム登録者は増加しており、ご指摘の課題を踏まえ、次期計画策定で検討し、更なる充実を図ります。評価は参考に承ります。	子ども・子育て総合センター
23	同	市障害児者父母の会などが実施している「ケアラズカフェ」では障害児の家族が情報交換や療育についての悩みなどを話している。そのような場の啓発や連携も支援体制強化につながるので、是非検討したい。	そのような場があることを、障害のある方やその家族と接する機会が多い相談員や事業者等とも情報を共有し、双方の連携が広がるよう検討していきます。	社会福祉課

24	同	<p>参考資料№43 において、育児相談利用者が減少傾向にあるとありますが、出生数が減少しているなのでその影響もあると思いますが、育児や子どもの発達に対して何らかの不安を抱えている人は減っているようには思えず、相談利用者減少の理由はどのように考えているのでしょうか。どうしたら利用しやすくなるのかの検討をしていただきたいです。</p>	<p>育児相談の実施場所、回数は毎年度同様に実施しております。令和2年度についてのみ1回多く実施しました。</p> <p>利用者については、乳幼児健診からの経過観察等が必要な方と、自分で相談を受けたい方（自発相談）がいます。いずれも予約制としています（黒磯保健センターの予約制はR2年度～）。</p> <p>コロナ禍ということもあり、予約制にすることで、安心な環境で、必要な方に必要な相談ができているとらえております。また、電話での相談も受けられるように体制も整えております。</p>	健康増進課
25	同	<p>「医療的ケア」が必要な園児や児童生徒が増加しています。社会参加や自立、教育の充実を図るための医療的ケアが必要である為、補助の一般事業化して欲しい。</p>	<p>医療的ケア児に関しては、短期入所事業所へ受入費用の一部を補助する制度を設けております。今後、教育・保育などの関係課と課題を共有し、その他の支援についても検討していきたいと考えております。</p>	社会福祉課
26	P5 基本施策4) 子どもの居場所づくり	<p>B⇒C</p> <p>不登校については、将来的に引きこもりに繋がる場合を想定して、抜本的に見直す余地がある。</p> <p>本来ならば、スクールカウンセラーを増員するべき。</p>	<p>不登校は増加傾向にあり、さらに低年齢化が進んでいる状況にあります。また、不登校の原因が多様化、複雑化していることから、県のスクールカウンセラーや市の教育支援カウンセラーなどの専門性を生かし、早期に改善を図ることでひきこもりの防止に努めています。評価は参考に承ります。</p>	学校教育課
27	同（P15 基本施策4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり)	<p>不登校児童生徒の親が集う場や子ども食堂などの子育て支援の活動、フリースクール(市内2か所)との連携やつながりを充実することで子どもや家庭に提示できる選択肢が増えると思う。スムーズな連携ができるようプラットフォームづくりを官民連携で検討できると有難い。</p>	<p>適宜情報収集を行いながら、連携を検討してまいります。</p>	学校教育課 子育て支援課
28	P5	<p>本庁舎ができ、西那須野支所に空きスペースができるので、雨天時の子どもの遊び場を設けてほしい。</p>	<p>新庁舎建設後の西那須野庁舎の取扱いを検討する中で、子どもの屋内遊び場についても検討してまいります。</p>	子育て支援課

29	P6 基本方針3 基本施策1) 妊産婦・乳幼児 に関する切れ 目のない支援 体制の充実	<p>母親学級や各種検診・1.6 や3.0 検診の受診率はやや良いのだが、対応する保健師によって、伝える言葉が、否定的であったり、妙な安心感を与える表現をしてしまうため、保護者に正確に伝わらない。これらの検診に係る保健師等の研修が必要。これについても信頼関係が必要。</p>	<p>各種健診等で住民と面接し、相談、指導する場面が多い職種です。</p> <p>各年代や経験年数に応じた各種研修を受講できる機会は設けております。さらに、事業実施後のカンファレンス等で問題のとらえ方や伝え方等の振り返り作業も実施しております。</p> <p>スクリーニングで早期発見し、早期受診や早期療育につなげる役割ですが、難しい役割であると認識しております。時には、保護者の意に沿わないことも伝えなければいけない場面もあります。それでも伝えることで、後々の信頼関係につながることも多いことも確かです。</p> <p>このような関係者からのご指導ご鞭撻を真摯に受け止めさせていただき、業務に当たりたいと思います。</p>	健康増進課
30	同	<p>妊産婦支援事業について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度に出産を迎えた母親は、母親学級は実施されず、出産時も里帰り出産がままならなかったり、立ち合いや面会が制限されたり、出産後も乳幼児健診が延期されたりと様々な面で不安と孤独感を抱えているように感じます。この新型コロナの状況がいつまで続くかわかりませんが、母親学級は初めて赤ちゃんを迎える家族にとってはとても大切な学びの機会であり、仲間づくりの場です。感染防止のためという理由は理解できますが、すぐに中止にしてしまうのではなく、オンラインで講座を開くなど代替案をしっかりと検討していただきたいです。</p>	<p>母親学級については、専門家による健康教育や参加者同士の仲間づくりの大切な場であることの認識はあります。</p> <p>コロナ禍での妊産婦支援においては、個別の支援体制の充実を図りました。具体的には、妊娠届出時の妊婦面接相談、妊娠後期に実施する妊娠後期相談を妊婦全員に実施し、その中で、不安なことや心配なことも聞き、個々必要な支援を行いました。</p>	健康増進課
31	P6 基本施策2) 学童期・思春期 から成人期に 向けた支援の 充実	<p>B⇒C</p> <p>性的な問題には、正確で正しい知識が必要。現実には、SNS等を通し、数名の問題行動があったこと、また、男子生徒にも衝動をコントロールするプログラミング教育や研修が必要と思われる。</p>	<p>思春期保健教育では、生命誕生に関わる専門職と学校が協働で正しい知識を伝えております。実施方法もクラス単位や男女で分けるなど、工夫して実施しております。</p> <p>学校では、個別の対応が必要な児童生徒に対して、養護教諭が保健室で相談や情報提供を行っております。</p> <p>評価は参考に承ります。</p>	健康増進課 学校教育課

32	同	日本の性教育は欧米に比べて大変遅れていると言われている。性被害や性感染症の防止に向けた具体的な内容の性教育の充実にとどまらず、自分や相手の身体と心の正しい理解に資するような、「人間教育」および「人権教育」との結びつきが望まれる。	思春期保健教育では、学校で小学1年生から各教科で学んできた生命、成長、性徴、命のつながり等々の積み重ねてきたことを土台として、専門職が学校と協働で正しい知識を伝えています。単発の特別授業にならないよう、その後の学校での学びにつなげてもらっております。	健康増進課 学校教育課
33	P7 基本施策③ 食育の推進	登園中の車内で朝食を摂る子、朝食を食べていない子が増えている。家庭での正しい食生活の習慣が身につけていない。また、子供が嫌がるため、好きなものだけを食べさせる家庭やおやつを大量に与えるため、夕食を食べない等、食生活の偏りをどう改善するか問題。また、教育・保育現場でも手食や食べこぼしが多く、偏食やプリン等の蓋が開けられない、ジャムの袋を開けられない等、経験不足が目立つ。 こうした事実を家庭に発信しても一向に改善されない事も問題。	各乳幼児健診に管理栄養士を配置し、発達段階に応じた指導・相談を実施しています。その中で繰り返し指導していることは、生活リズム、早寝早起き、食事・おやつは規則的に、3度の食事を大切に、バランスよく、家族そろって、楽しくなどがあげられます。 公立保育園においては、年2回(4・10月)、園児の体格(肥満・やせ)評価の実施や、定期的な食育だよりの発行などにより、保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進しており、引き続き取り組みを進めてまいります。	健康増進課 保育課
34	P7 基本施策④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	孤立する親には、民生委員であれ保健師であれ、面会拒否が多く、中々保護者との直接対話ができず、何に困っているのかが、分らず有効な支援策が見つからない。	どこに相談したら良いか分からない場合や、民生委員・児童委員の役割が分からない、といったことが理由の一つとして考えられます。民生委員・児童委員の役割を様々な機会や学校等を通し保護者・児童へ伝えていけるよう、教育部及び子育て担当課と連携を図りながら検討していきたいと考えます。 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行っており、困ったときに声を出しやすい関係を築くよう心掛けております。 ご指摘のことが理由の一つと考えています。ご意見を承りました。	社会福祉課 健康増進課 子ども・子育て総合センター

35	同	<p>民生委員・児童委員、特に主任児童委員から実際に支援するケースや相談がくることがないという悩みを聞くが、その理由としては何が考えられるのでしょうか？</p>	<p>34 回答と同様。また、民生委員・児童委員には、担当地域の住民の生活実態等の実情や問題を的確に把握する社会調査のはたらき（地域におけるアンテナ的役割）を担っています。コロナ禍で活動に制限がある中ではありますが、本人からの相談に限らず、近隣住民の情報提供が支援につながるケースもあるので、引き続き継続して地域の見守り活動への協力を依頼したいと考えます。</p> <p>理由として、児童委員の活動をPRする機会の不足等が挙げられます。今後さらにPRに努め、委員の皆様とも情報の共有を図ってまいります。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>子ども・子育て総合センター</p>
36	P8 基本施策(5) 小児医療等の充実	<p>医療的ケア児(特に呼吸器は必要なケース)が在宅に退院したいと希望しても訪問診療や訪問看護の体制が栃木県北は整っていない現状があると感じている。その点について市が考える課題等を教えていただきたい。</p>	<p>医療的ケア児の支援については、限られた資源ですが、必要な児童に必要な支援が提供できるよう関係機関と連携しております。</p>	<p>健康増進課</p>
37	P9 基本方針4 基本施策(1) 仕事と子育ての両立支援の推進	<p>コロナ禍で実施できなかった事業が多いこともあり、評価は「C」であった。コロナ禍で在宅勤務が増えたこともあり、個人のIT環境が充実してきている。大会などの啓発活動もリモートを使用するなど、実施の工夫が望まれる。</p>	<p>今年度は、IT環境が整ってきているので、webでも対応できるよう、男女共同参画フォーラムの準備を進めています。</p>	<p>市民協働推進課</p>
38	P11 基本方針5 基本施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>SNSの普及拡大により、子どもが直接、有害な情報や画像に接する機会が増えている。また、SNSを利用したいじめも、見えないところで増えており、子どもに対するスマホやパソコン利用の教育が喫緊の課題である。人権教育と連動しながら、一方で正しい消費生活活動を身につけるための消費者教育も充実する必要がある。学校の教師だけで対応するのが難しい場合は、専門家や相談支援をする団体に委託することも必要と考える。</p>	<p>情報モラル教育を学校で推進するために必要な資料を提供し、教員対象の研修を実施しています。</p> <p>学校では、児童生徒や保護者が一緒に受講できる研修会を開催し、家庭と連携して子どもを取り巻く環境づくりに努めています。</p>	<p>学校教育課</p>

39	P12 基本施策5) いじめ・体罰防 止と救済	令和3年度のことはなってしまうが、市のSSWと県のSSWの連携はどのような体制になっているのか教えていただきたい。	令和3年度から県のSSW配置事業が開始しました。現在、市のSSWと県のSSWがそれぞれの役割を果たしながら、必要に応じて情報を共有することで、連携を進めているところです。	学校教育課
40	P16 基本方針8 基本施策2) 子どもの権利 に関する啓発 活動	コロナへの差別は目を覆うようなものがある。子どもの時からの人権教育は重要で、学校教育での基本的な学びの他、その学びが実践や相談支援に結びつけられるよう、学校教育と制度の橋渡しが必要であろう。	学校では、子どもの権利を含め様々な人権問題に関して、教育活動全体を通じて指導を行っています。特に、コロナへの差別に関しては、教育委員会から各学校へ、常時指導ができる資料を提供しています。発達段階に応じた指導を行い実践的な態度を養っています。	学校教育課
41	その他	今回のコロナワクチン接種問題について一言。 今年6月には、保育園児の感染が報道されました。にもかかわらず、ワクチンの優先順位についての、市の考え方は、高齢者優先、廃棄を避けるため、キャンセル分は、HP上に市内小中学校の教職員と記載されておりました。小中学生は、マスクを着けます。しかし、乳幼児が日常マスクを着けることは、非常に困難であるにもかかわらず、幼保のスタッフが全く無視されたのは、行政として如何なものかと思えます。 デルタ株が流行し始めた時に、急速な感染拡大を予測ができなかった事は、行政として問題あります。 加えて、密集が避けられない学童保育の指導員、窓口業務にかかわる市役所の職員、介護職員等、綿密な計画を練り上げ、実行できなかったことが、残念です。	幼保や児童クラブの職員は、職域による8月中の接種を予定しておりましたが、国のワクチン供給の遅れにより計画通りに接種が進まず深くお詫び申し上げます。 密が避けられない現場で、日々感染のリスクと隣り合わせのスタッフの皆様は、優先的に接種を受けるべきと考えておりますので、担当部局と調整しながら、対応を進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	子育て支援課 保育課
42	その他	自己評価一覧の字が小さくとても読みづらかったので、今後はA3判で印刷して頂きたい。	次回からA3版で印刷いたします。	子育て支援課
43	その他	保育園では、今年度から給食の外部委託が始まったということであるが、その成果や課題について、年度末には評価を下して頂きたい。	公立保育園給食業務委託の実施スケジュールに基づき、年度末までに評価を行う予定です。	保育課

44	その他	新型コロナウイルス感染拡大による子育て支援や困窮世帯への影響について、他の部署でも実施していると思うが、子ども未来部としても年度ごとの調査や分析、総括があるといいのではないかと？	適宜実態把握に努めておりますが、必要に応じて調査・分析等も検討してまいります。	子育て支援課 保育課
45	その他	今後も会場開催が難しいことが予想されますので、準備等は大変かとは思いますが書面会議だけではなく Web 会議などで行えるようにお願い致します。	対面が難しい場合は、Web による開催も検討してまいります。	子育て支援課